



議会日誌 (11月1日～1月31日まで)

- 11月
 - 2日 議会運営委員会
 - 5日 文教厚生委員会
 - 8日 石岡地方畜場組合管外視察研修
 - 9日 霞台厚生施設組合議会議員視察研修
 - 13日 議会運営委員会
全員協議会
 - 19日 茨城県市議会議長会平成30年度第1回
議員研修会
 - 20日 議会運営委員会
全員協議会
 - 26日 産業建設委員会
 - 20日～12月5日 平成30年第4回定例会
- 12月
 - 5日 議会運営委員会
全員協議会
 - 18日 総務委員会
- 1月
 - 28日 全員協議会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第1回定例会は、3月1日(金)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



▲傍聴席は一般席が25席あり、受付簿に住所、氏名をご記入いただくだけで入場できます。

平成30年第4回定例会では、延べ**50**名の方が本会議を傍聴されました。



編集後記

「開かれた議会」を第一に考え、様々な年代の方々にも身近に感じて頂けるよう議会だよりを編集・作成して参ります。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

議会だより編集委員長 櫻井 繁行



指名推選とは?

法律又はこれに基づく政令により、地方議会で行う選挙(議長、副議長、仮議長の選挙、選挙管理委員及び補充員の選挙等)について、投票によらずあらかじめ指名者を定めてその者を当選者とする方法を言う。

選挙は、投票によるものが原則であるが、初めから当該選挙で選出されるものが明らかで異論がないといった場合にまで、あえて投票といった複雑な手続を行う必要はないであろう。そのような場合にとられるのが、この指名推選の方法で、地方議会ではその例が多い。

指名推選の方法のためには、①指名推選の方法によること、②指名の方法(誰が指名するか)、③指名者によって指名された者を当該選挙における当選人とすることの全てに、出席者全員が異議がないことが必要である。一人でも指名推選の方法に異議を唱える者があるときは、原則にかえり、投票によることとなる。

(参考) 地方議会運営辞典

ご意見をお寄せ下さい